

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	138,800,000
計	138,800,000

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成26年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成26年6月18日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	34,700,000	34,700,000	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	株主としての権利内容に制限のない標準となる株式です。単元株式数は100株です。
計	34,700,000	34,700,000	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成24年10月1日	34,353,000	34,700,000	—	7,948	—	7,994

(注) 平成24年8月23日開催の取締役会決議に基づき、平成24年10月1日付をもって、普通株式1株を100株に分割するとともに、1単元の株式数を100株とする単元株制度を採用しました。

(6) 【所有者別状況】

平成26年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	13	39	78	138	11	9,062	9,341	—
所有株式数(単元)	—	7,853	2,996	70,520	66,745	77	198,776	346,967	3,300
所有株式数の割合(%)	—	2.26	0.86	20.33	19.24	0.02	57.29	100.00	—

(注) 自己株式 1,516,200株は、「個人その他」に15,162単元含めて記載しています。

(7) 【大株主の状況】

平成26年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
山本英俊	東京都世田谷区	8,675,000	25.00
株式会社SANKYO	東京都渋谷区渋谷3丁目29-14	5,205,000	15.00
山本剛史	東京都世田谷区	3,612,800	10.41
有限会社ミント	東京都渋谷区南平台町16-11	1,600,000	4.61
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RENVOI 101 (常任代理人 香港上海銀行東京支店カスタディ業務部)	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5NT, UK 東京都中央区日本橋3丁目11-1	996,100	2.87
ジェーピー モルガン チェース バンク 385632 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON E14 5JP, UNITED KINGDOM 東京都中央区月島4丁目16-13	553,300	1.60
大屋高志	東京都目黒区	450,000	1.30
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE 15 PCT TREATY ACCOUNT (常任代理人 香港上海銀行東京支店 カストディ業務部)	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5NT, UK 東京都中央区日本橋3丁目11-1	393,500	1.13
ノーザン トラスト カンパニー (エイブイエフシー) アカウント ノン トリーティー (常任代理人 香港上海銀行東京支店 カストディ業務部)	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5NT, UK 東京都中央区日本橋3丁目11-1	350,900	1.01
ザ バンク オブ ニューヨーク メロン (インターナショナル) リミテッド 131800 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	2-4, RUE EUGENE RUPPERT, L-2453 LUXEMBOURG, GRAND DUCHY OF LUXEMBOURG 東京都中央区月島4丁目16-13	321,600	0.93
計	—	22,158,200	63.86

(注) 1 上記のほか、当社所有の自己株式1,516,200株(4.37%)があります。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成26年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,516,200	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 33,180,500	331,805	株主としての権利内容に制限のない標準となる株式です。
単元未満株式	普通株式 3,300	—	—
発行済株式総数	34,700,000	—	—
総株主の議決権	—	331,805	—

② 【自己株式等】

平成26年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) フィールズ株式会社	東京都渋谷区南平台町16番17号	1,516,200	—	1,516,200	4.37
計	—	1,516,200	—	1,516,200	4.37

(9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(-)	-	-	-	-
保有自己株式数	1,516,200	-	1,516,200	-

3 【配当政策】

当社は、企業価値の向上を経営の重要課題と位置づけ、利益に応じた適正な配当を行うことを基本方針としています。具体的には、キャッシュ・フローの状況等を基準に決定しますが、連結配当性向の基準として20%以上を目指しています。内部留保については、財務体質と経営基盤の強化及び継続的な事業拡大と競争力の確保に向けた投資に有効活用していく方針です。

平成26年3月期の配当は、中間配当で25円としたのに続き、期末配当も25円（通期で50円）としています。連結配当性向は30.9%です。

当社の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本方針としています。当社の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会です。

なお、当社は中間配当を行うことができる旨を定款で定めています。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下の通りです。

決議年月日	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)
平成25年11月6日 取締役会決議	829	25
平成26年6月18日 定時株主総会決議	829	25

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第22期	第23期	第24期	第25期	第26期
決算年月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月
最高(円)	146,100	159,700	148,000	151,500 ※1,670	2,245
最低(円)	101,900	101,100	111,200	110,100 ※971	1,394

- (注) 1 最高・最低株価は、平成22年3月31日以前はジャスダック証券取引所におけるものであり、平成22年4月1日から平成22年10月11日までは大阪証券取引所（JASDAQ市場）におけるものであり、平成22年10月12日から平成25年7月15日までは大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード）におけるものであり、平成25年7月16日以降は東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）におけるものです。
- 2 平成24年8月23日開催の取締役会決議に基づき、平成24年10月1日付をもって、普通株式1株を100株に分割するとともに、1単元の株式数を100株とする単元株制度を採用しました。
- 3 ※印は、株式分割による権利落後の株価です。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成25年10月	11月	12月	平成26年1月	2月	3月
最高(円)	2,058	1,900	2,047	2,168	1,942	1,789
最低(円)	1,540	1,650	1,760	1,903	1,709	1,415

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）におけるものです

5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 会長	—	山本 英俊	昭和30年10月29日生	昭和63年6月 平成12年4月 平成19年6月 平成22年9月 平成24年3月 平成25年6月 平成26年6月 当社代表取締役社長 有限会社東京糸井重里事務所 (現、株式会社東京糸井重里事務所) 取締役(現任) 当社代表取締役会長(現任) 株式会社円谷プロダクション取締 役会長(現任) 株式会社B000M取締役会長(現 任) 株式会社ヒーローズ取締役(現 任) 株式会社デジタル・フロンティア 取締役会長(現任)	(注)3	8,675,000
代表取締役 社長	—	大屋 高志	昭和40年12月25日生	昭和63年4月 平成11年5月 平成19年4月 平成19年6月 日本勧業角丸証券株式会社入社 ドイツ証券株式会社入社 当社入社執行役員社長室 当社代表取締役社長(現任)	(注)3	450,000
取締役 副社長	—	秋山 清晴	昭和27年3月29日生	平成元年7月 平成8年3月 平成12年10月 平成13年7月 平成17年6月 平成17年7月 平成19年4月 平成20年4月 平成24年4月 平成25年4月 平成26年4月 当社入社 当社営業本部中国支社長 当社営業本部副本部長 当社執行役員営業本部西日本統括 部長 当社常務取締役 当社常務取締役営業本部管掌 当社常務取締役事業統括本部副 本部長兼開発本部長 当社専務取締役営業本部、商品本 部管掌 当社専務取締役PS事業統括本部長 当社取締役副社長PS事業統括本 部長 当社取締役副社長(現任)	(注)3	50,700
専務取締役	—	繁松 徹也	昭和43年1月6日生	平成2年4月 平成9年8月 平成19年1月 平成19年4月 平成19年6月 平成22年4月 平成24年4月 平成26年4月 株式会社富士銀行入行 富士証券株式会社出向 当社入社執行役員社長室 当社執行役員グループ戦略本部長 当社専務取締役グループ戦略本 部長 株式会社円谷プロダクション取締 役(現任) 当社専務取締役インタラクティブ メディア事業本部長兼コンシュー マプロダクツ事業本部長 当社専務取締役(現任)	(注)3	90,000
常務取締役	—	栗原 正和	昭和35年1月12日生	昭和58年4月 昭和62年10月 平成19年5月 平成20年4月 平成20年6月 平成22年4月 平成23年4月 平成26年4月 株式会社システムコミュニケーシ ョンズ入社 株式会社電通入社 当社入社執行役員コミュニケーシ ョンマーケティング本部長 当社執行役員商品本部長 当社取締役商品本部長 当社常務取締役開発本部長 当社常務取締役コンテンツ本部長 当社常務取締役(現任)	(注)3	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常務取締役	—	藤井 晶	昭和35年4月19日生	昭和58年4月 中央宣興株式会社入社 平成3年3月 株式会社セム入社東京オフィス所長 平成8年4月 株式会社旭通信社入社 平成12年1月 同社プロモーション本部副部長 平成15年7月 当社入社販売本部販売企画統括部販売推進部長 平成15年11月 当社執行役員販売本部販売企画統括部販売推進部長 平成17年7月 当社執行役員営業本部長 平成20年6月 当社取締役営業本部長 平成22年3月 株式会社総合メディア取締役(現任) 平成24年4月 当社取締役PS事業統括本部副本部長 平成26年4月 当社常務取締役(現任) 平成26年6月 新日テクノロジー株式会社取締役(現任) 株式会社マイクロキャビン取締役(現任)	(注)3	—
常務取締役	—	小澤 謙一	昭和41年11月20日生	平成2年4月 株式会社埼玉銀行(現、株式会社りそなホールディングス)入社 平成16年10月 株式会社プロティビティジャパン入社 平成17年5月 みずほ証券株式会社入社 平成18年9月 楽天株式会社入社 平成22年1月 当社入社計画管理本部副本部長 平成22年4月 当社執行役員計画管理本部副本部長 株式会社デジタル・フロンティア監査役(現任) 株式会社円谷プロダクション監査役(現任) 株式会社ヒーローズ監査役(現任) 平成22年6月 フィールズジュニア株式会社取締役(現任) ルーセント・ピクチャーズエンタテインメント株式会社取締役(現任) 平成22年11月 株式会社角川春樹事務所取締役(現任) 平成22年12月 アイビー・プロス株式会社監査役(現任) 平成23年6月 株式会社F(現、株式会社B000M)取締役(現任) 平成24年6月 株式会社ミズホ取締役(現任) 株式会社ネクスエンタテインメント監査役(現任) 平成26年4月 当社執行役員 平成26年6月 当社常務取締役(現任) 株式会社フューチャースコープ監査役(現任) 新日テクノロジー株式会社監査役(現任) 株式会社マイクロキャビン監査役(現任)	(注)4	—
取締役	計画管理 本部長	山中 裕之	昭和42年12月23日生	平成元年5月 当社入社 平成12年4月 当社取締役管理本部長 平成18年6月 当社取締役計画管理本部長(現任)	(注)3	30,000

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役	コーポレート本部長	伊藤 英雄	昭和44年8月11日生	平成7年4月 平成10年7月 平成12年7月 平成16年3月 平成17年12月 平成18年6月 平成20年4月 平成20年6月	千代田化工建設株式会社入社 Philip Morris International Japan株式会社入社 株式会社ファーストリテイリング入社 TESCO Japan株式会社入社情報システム部長 当社入社開発本部情報システム部門CIO 当社執行役員CIO業務企画本部長 当社執行役員コーポレート本部長 当社取締役コーポレート本部長(現任)	(注)3	—
取締役	PS事業統括本部長	藤島 輝男	昭和35年7月21日生	昭和55年4月 昭和57年10月 昭和58年11月 昭和63年6月 平成12年4月 平成14年6月 平成15年6月 平成21年4月 平成24年4月 平成26年4月 平成26年6月	中立電機株式会社入社 株式会社パラキャップ社入社 中部ユニバーサル販売株式会社入社 当社入社 当社取締役営業本部長 株式会社ロデオ取締役(現任) 当社執行役員販売本部販売企画統括部長 当社執行役員開発本部長 当社執行役員PS事業統括本部副本部長 当社執行役員PS事業統括本部長 当社取締役PS事業統括本部長(現任) フィールズジュニア株式会社代表取締役(現任)	(注)4	40,000
取締役	メディアリレーション事業本部長	菊池 伸之	昭和33年5月3日生	昭和60年4月 平成6年2月 平成20年4月 平成22年7月 平成24年4月 平成25年4月 平成25年6月 平成26年6月	社団法人共同通信社入社 株式会社東京放送入社 当社入社グループ戦略本部エグゼクティブプロデューサー 当社執行役員事業本部エグゼクティブプロデューサー 当社執行役員イメージング&ライブエンタテインメント本部長 当社執行役員メディアリレーション事業本部長 フィールズジュニア株式会社代表取締役社長(現任) 当社取締役メディアリレーション事業本部長(現任)	(注)4	—
取締役 非常勤	—	糸井 重里	昭和23年11月10日生	昭和54年12月 平成13年6月	有限会社東京糸井重里事務所(現、株式会社東京糸井重里事務所)代表取締役(現任) 当社取締役(現任)	(注)3	80,000

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役 常勤	—	池澤憲一	昭和22年12月4日生	昭和48年4月 ソニー株式会社入社 昭和53年4月 Sony France S. A. 経理財務部長 昭和63年6月 ソニー株式会社経理部主計課統括課長 平成2年5月 Sony Corp. of America 経理財務部長 平成6年5月 Sony Corporation of Hong Kong Ltd. 管理部長 平成9年9月 ソニー株式会社国際会計部統括部長 平成10年9月 同社経理部統括部長 平成12年12月 株式会社ベネッセコーポレーション 入社戦略企画部統括部長 平成13年6月 エルメスジャパン株式会社入社執行役員管理担当ジェネラルマネージャー 平成21年1月 株式会社沖データ入社アドバイザー 平成24年6月 当社監査役(現任)	(注) 5	1,000
監査役 非常勤	—	小池 勲 夫	昭和10年1月17日生	平成6年6月 新日本ファイナンス株式会社代表取締役副社長 平成7年6月 同社常勤監査役 平成10年5月 同社顧問 平成14年6月 当社監査役(現任) 平成19年9月 株式会社東京糸井重里事務所監査役(現任)	(注) 6	5,000
監査役 非常勤	—	古田 善 香	昭和17年12月10日生	昭和55年7月 国税庁直税部審理課審理第1係長 平成2年7月 大蔵省主税局総務課主税調査官 平成7年7月 国税不服審判所国税審判官 平成11年7月 東京国税局課税第一部次長 平成12年7月 京橋税務署長 平成13年8月 古田善香税理士事務所所長(現任) 平成15年6月 当社監査役(現任) 平成19年2月 株式会社マネースクウェア・ジャパン 監査役(現任)	(注) 5	—
監査役 非常勤	—	中元 紘一郎	昭和14年5月11日生	昭和42年4月 弁護士登録 昭和42年4月 アンダーソン・毛利・ラビノウィッツ(現、アンダーソン・毛利・友常)法律事務所入所 昭和48年1月 同所パートナー 平成元年7月 ジェイアイ傷害火災保険株式会社監査役(現任) 平成11年11月 イー・アクセス株式会社監査役 平成20年6月 当社監査役(現任) 平成22年1月 アンダーソン・毛利・友常法律事務所顧問(現任)	(注) 5	—
計						9,421,700

- (注) 1 糸井重里氏は、会社法施行規則第2条第3項第5号に規定する社外役員に該当する社外取締役です。
- 2 池澤憲一氏、小池勲夫氏、古田善香氏及び中元紘一郎氏は、会社法施行規則第2条第3項第5号に規定する社外役員に該当する社外監査役です。
- 3 取締役の任期は、平成25年3月期に係る定時株主総会終結の時から、平成27年3月期に係る定時株主総会終結の時までです。
- 4 取締役の任期は、平成26年3月期に係る定時株主総会終結の時から、平成27年3月期に係る定時株主総会終結の時までです。
- 5 監査役池澤憲一氏、古田善香氏及び中元紘一郎氏の任期は、平成24年3月期に係る定時株主総会終結の時から、平成28年3月期に係る定時株主総会終結の時までです。
- 6 監査役小池勲夫氏の任期は、平成25年3月期に係る定時株主総会終結の時から、平成29年3月期に係る定時株主総会終結の時までです。
- 7 当社では、取締役会での適切かつスピーディーな意思決定を行うとともに、効率的な業務執行のため執行役員制度を導入しています。
執行役員は8名で、末永徹、畑中英昭、若園秀夫、小澤洋介、大塩忠正、鎌形英一、清水憲忠及び山村豪快男で構成されています。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

① 提出会社の企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

イ. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営理念である「すべての人に最高の余暇を」提供することを使命とし、企業価値を継続的に高めていくことを経営の基本方針としています。

この基本方針を実現するために、コーポレート・ガバナンスを有効に機能させることが、当社の重要な経営課題の一つであると考えています。コーポレート・ガバナンス体制強化については取締役会、監査役会、会計監査人及び執行役員会という枠組みの中で経営機構や制度の改革を進めていきます。なお、文中における将来に関する事項は提出日現在において判断したものです。

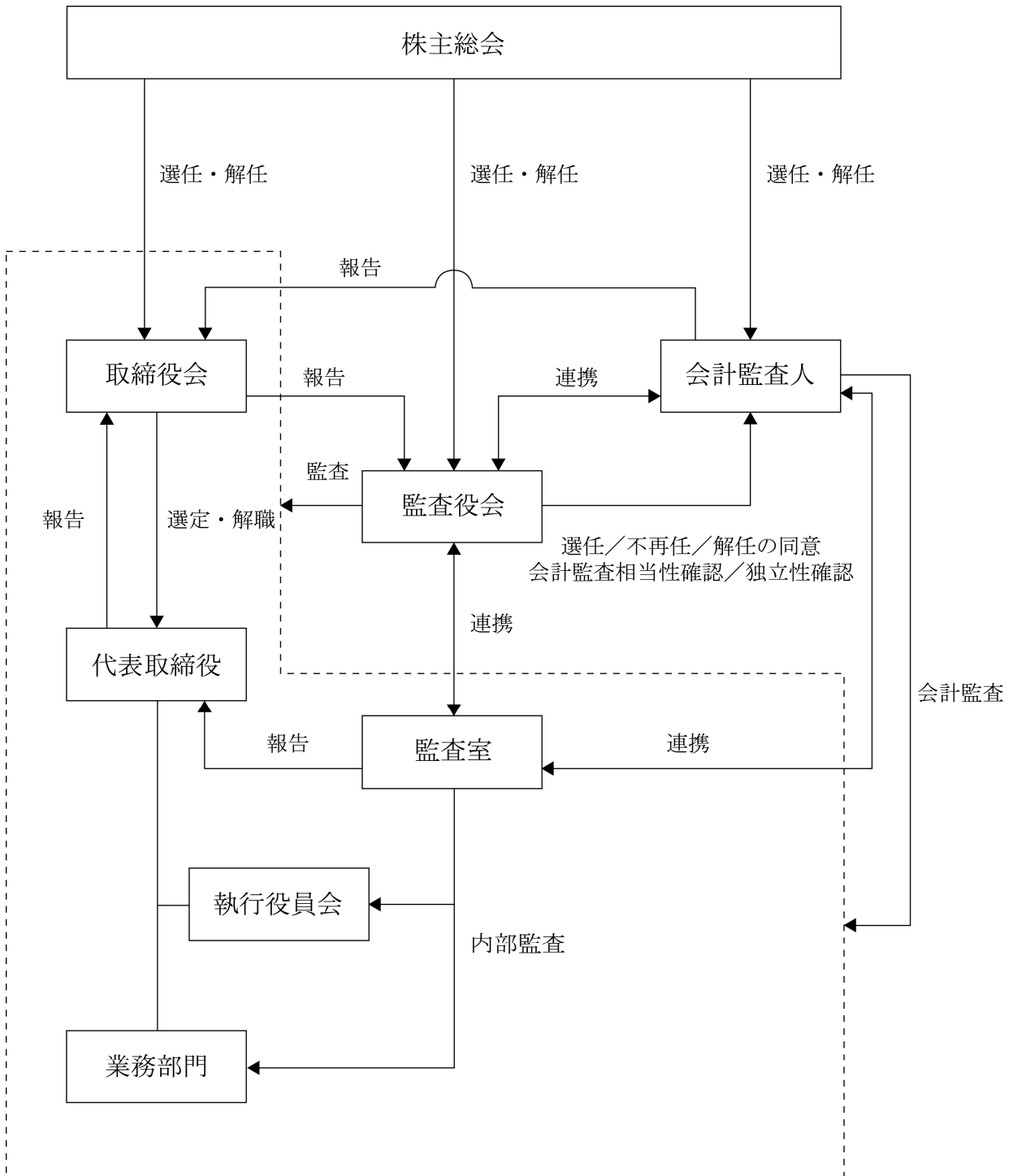
ロ. 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況

会社の機関の基本説明

当社の取締役会は、取締役12名（うち社外取締役1名）で構成されており、当社の業務執行に関する意思決定をするとともに、取締役の職務の執行を監督する権限を有しています。毎月1回取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速に経営判断ができる体制を整えています。さらに、社内業務全般にわたる諸規程の下で、権限委譲が行われており、各職位が明確な権限と責任をもって業務を執行する体制となっています。

当社は監査役会を設置しており、監査役4名全員が社外監査役で構成されています。毎月開催される監査役会には、内部監査部門である監査室が同席し、監査役による取締役及び重要な従業員から個別ヒアリングの機会を設けています。さらに監査役会と会計監査人は定期的に意見交換会を開催しています。

コーポレート・ガバナンス体制強化の施策については継続的に検討していきませんが、当面従来の取締役と監査役という枠組の中で経営機構や制度の改革をさらに進めていきます。



会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、会社の業務の適正を確保するための体制を整備することについて、取締役会で次の通り決議しています。

1) 業務運営の基本方針

当社は、経営理念である「すべての人に最高の余暇を」のもと、継続的な企業価値の向上を実現させるべく、経営の仕組みや組織体制の構築、社内業務全般にわたる諸規程の整備により、明確な権限と責任をもって業務を遂行する。

2) 取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

取締役及び従業員の職務の執行が法令等に適合することを徹底するため、コンプライアンス担当取締役を任命し、コンプライアンス関連規程の整備、内部通報制度の導入、並びに取締役及び従業員の教育研修を行っている。監査室はコンプライアンスの運用状況について監査し、定期的に社長及び監査役会に報告する。

3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る取締役会議事録、稟議書等の重要文書その他の情報につき、文書管理規程等に基づき保存及び管理を行うものとし、取締役及び監査役は、いつでもこれらの文書を閲覧できる体制とする。

4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理に対する体制を整備するため、リスク管理担当取締役を任命するとともに、リスク管理規程等を制定し、市場、投資、災害等のリスク状況の監視並びに全社的対応を行う。また、各部門所管業務に付随するリスク管理は担当各部門が行う。監査室は、各部門の日常的なリスク管理状況の監査を実施し社長及び監査役会に報告する。

5) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時にこれを開催することでスピーディーかつ効率的な経営判断を行う。また、中期及び単年度計画に基づき、取締役、従業員が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図るとともに、目標達成に向けた効率的な業務執行を行うため執行役員制度を導入している。執行役員以上で組織される執行役員会では、月次の予実績分析と対策の立案を行うほか、取締役会への付議・報告事項の審議・調整を行い、業務分掌規程、職務権限規程に基づく責任と権限の明確化された体制により、全社的な業務執行の効率化を実現する。

6) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループは、グループの経営方針に基づき、方針と施策につき綿密な協議を行い、互いに合意した経営計画に沿った企業経営を行う。また、当社にグループ各社全体の内部統制に関する担当部署を設けるとともに、グループ会社と内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを構築する。また、当社グループ間取引においては、法令・会計その他社会規範に則った適正な取引を行う。監査室は当社及びグループ各社の内部監査を実施し、その結果を社長、監査役会及びグループ各社社長に報告する。

7) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社及びグループ各社は、金融商品取引法等の法令に従い、財務報告に係る内部統制の整備及び運用を行うとともに、そのシステムが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行う。

8) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役会の職務の補助は、専任のスタッフがこれを行うものとし、監査役監査の実効性を確保できるようにする。また、当該従業員の人事異動、人事考課については、事前に監査役会の同意を得ることにより、取締役からの独立性を確保する。

9) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

取締役又は従業員は、監査役会に対して、取締役会等の重要な会議において随時業務の状況の報告を行うとともに、当社及びグループ会社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況及び内容をすみやかに報告する。また、監査役会は必要ある場合には、いつでも取締役及び従業員に対して重要事項の報告を求めることができる。

10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は取締役会への出席のほか、執行役員会その他の業務執行上重要な会議への出席及び議事録等の関連資料の閲覧並びにその説明を求めることができる。また、監査役による取締役及び重要な従業員からの個別ヒアリングの機会を設けるとともに、社長、監査室及び監査法人との間で定期的に意見交換会を開催する。

<反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況>

1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、反社会的勢力による経営活動への関与を拒絶し、健全な会社経営を行う。また、反社会的勢力・団体によるいかなる接触に対しても組織として毅然とした対処をする。

2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体とは一切の関係を遮断し、断固として対決することを明文化した「企業行動規範」を全役員、全従業員に配布し、共有している。具体的には、対応部署を定め、管轄警察署をはじめ、関係機関が主催する連絡会、その他外部の専門機関に加入し、指導を仰ぐとともに、講習への参加等を通じ情報収集・管理に努めている。また、対応マニュアルなどにより、社内での周知・徹底を図っている。

リスク管理体制の整備の状況

リスク管理に対する体制を整備するため、リスク管理担当取締役を任命するとともに、リスク管理規程等を制定し、市場、投資、災害等のリスク状況の監視並びに全社的対応を行う体制としています。

リーガルリスクの管理につきましては、各種契約書を法務室が一元管理し、重要な契約書等に関しましては、原則としてすべて顧問弁護士によるリーガルチェックを受けることとしており、不測のリスクを回避するよう努めています。

責任限定契約の内容

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、いずれの契約も金3百万円又は法令の定める最低責任限度額の内いずれか高い額としています。

② 内部監査及び監査役監査の組織、人員及び手続

内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携

内部監査につきましては、代表取締役社長直轄の監査室を設置し、室長1名を含む4名で実施しています。期初に策定した内部監査計画書に基づき、当社及び子会社の業務活動全般に関して、定期的に内部統制の評価及び内部監査を実施し、その結果を踏まえて業務改善に向けた助言・勧告を行っています。

監査役による監査につきましては、監査役は、取締役会を始めとする社内の重要な会議に出席して意見を述べるほか、各部門へのヒアリングや決裁書類の調査等を通じて監査を実施し、取締役の業務執行状況を監視できる体制を取っています。

また監査役会と監査室の連携につきましては、毎月開催される監査役会に監査室が同席し、相互に内部統制の評価及び監査結果の報告・意見交換を行っています。さらに、監査役会と監査室は、四半期毎に会計監査人と意見交換会を開催し、また会計監査人による期中及び期末監査への立会いを行うなど、三者間で相互に連携を取り、監査業務を行っています。

③ 社外取締役及び社外監査役と提出会社との人的関係等

当該社外役員が提出会社の企業統治において果たす機能及び役割並びに社外役員と内部統制部門及び監査との連携

当社の社外取締役1名は当連結会計年度末で80,000株を保有しており、社外監査役2名は6,000株を保有しています。なお当社との間には特別な利害関係はありません。

<社外取締役>

・糸井重里氏

社外取締役の糸井重里氏は、コピーライター、エッセイストなどの多彩な活動をしており、当社のコンテンツビジネスにも高い見識を持っていません。また、豊富な経験と独自の発想から、当社の事業戦略への積極的な参画を期し選任しています。

株式会社東京糸井重里事務所代表取締役を兼任していますが、当社と兼任先との間には、取引その他特別な関係はありません。

また、独立性の基準を満たしており、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断したため、独立役員として指定しています。

<社外監査役>

・池澤憲一氏

常勤監査役である池澤憲一氏は、長年にわたり経理・財務業務に携わり、その経歴を通じて培われた知識や見識等を活かしたグループ内部統制に関するベテランです。幅広い見識を経営に反映させていただくことを期し選任しています。

また、独立性の基準を満たしており、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断したため、独立役員として指定しています。

・小池勲夫氏

非常勤監査役である小池勲夫氏は大手証券会社の元役員であり、証券発行市場のベテランです。幅広い見識を経営に反映させていただくことを期し選任しています。

また、独立性の基準を満たしており、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断したため、独立役員として指定しています。

また、株式会社東京糸井重里事務所社外監査役を兼任していますが、当社と兼任先との間には、取引その他特別な関係はありません。

・古田善香氏

非常勤監査役である古田善香氏は国税業務を担当してきた税務のベテランです。幅広い見識を経営に反映させていただくことを期し選任しています。

また、独立性の基準を満たしており、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断したため、独立役員として指定しています。

また、古田善香税理士事務所所長及び株式会社マネースクウェア・ジャパン社外監査役を兼任していますが、当社と兼任先との間には、取引その他特別な関係はありません。

・中元紘一郎氏

非常勤監査役である中元紘一郎氏は弁護士としての豊富なキャリアに基づく高度な法的知識を有する法務のベテランです。幅広い見識を経営に反映させていただくことを期し選任しています。

ジェイアイ傷害火災保険株式会社社外監査役を兼任していますが、当社と兼任先との間には、取引その他特別な関係はありません。

また、アンダーソン・毛利・友常法律事務所顧問であり、当社と同事務所の間には法律顧問契約が締結されていますが、取引価格等については一般的取引条件によっています。

なお、社外取締役及び社外監査役を選任するための提出会社からの独立性に関する基準又は方針はないものの、選任にあたっては、取引所の独立役員の独立性に関する基準等を参考にしています。

④ 提出会社の役員報酬等

イ. 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	709	484	—	225	—	9
監査役 (社外監査役を除く。)	—	—	—	—	—	—
社外役員	32	27	—	5	—	5

ロ. 提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

氏名 (役員区分)	連結報酬等の 総額 (百万円)	会社区分	報酬等の種類別の総額 (百万円)			
			基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金
山本 英俊 (取締役)	230	提出会社	180	—	50	—

(注) 連結報酬等の総額が1億円以上である者に限定して記載しています。

ハ. 役員の報酬等の額の決定に関する方針

平成26年6月18日開催の第26回定時株主総会決議に基づく取締役の報酬額は、年額1,100百万円以内（うち社外取締役50百万円以内）、平成17年6月29日開催の第17回定時株主総会決議に基づく監査役の報酬額は、年額50百万円以内です。

⑤ 提出会社の株式の保有状況

イ. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

銘柄数 9 銘柄

貸借対照表計上額の合計額 2,262百万円

ロ. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

(前事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
セガサミーホールディングス(株)	418,400	799	営業上における取引関係維持のため
(株)ティー・ワイ・オー	4,887,000	645	営業上における取引関係維持のため
(株)平和	96,000	180	営業上における取引関係維持のため
(株)コモンウェルス・エンターテインメント	362,300	11	営業上における取引関係維持のため

(注) (株)コモンウェルス・エンターテインメントは、貸借対照表計上額が資本金の100分の1以下ですが、上位30銘柄について記載しています。

(当事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
セガサミーホールディングス(株)	418,400	967	営業上における取引関係維持のため
(株)ティー・ワイ・オー	4,887,000	786	営業上における取引関係維持のため
(株)平和	96,000	169	営業上における取引関係維持のため

⑥ 業務を執行した公認会計士の氏名、所属する監査法人名等

会計監査につきましては、三優監査法人に委嘱しています。四半期、期末に偏ることなく監査を実施しており、監査法人に対して必要な情報はすべて提供し、公正な監査を受けています。

業務を執行した公認会計士の氏名	所属する監査法人
岩田 亘人	三優監査法人
熊谷 康司	三優監査法人

(注) 継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しています。

監査業務に係る補助者の構成は、監査法人の選定基準に基づき決定されています。具体的には、公認会計士4名及び会計士補等3名を主たる構成員とし、システム専門家等その他の補助者も加えて構成されています。

⑦ 定款における取締役の定数又は取締役の資格制限についての定め等

イ. 取締役の定数

当社は、取締役を15名以内とする旨を定款に定めています。

ロ. 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めています。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨も定款に定めています。

ハ. 取締役及び監査役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、取締役及び監査役の責任免除について、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めています。

ニ. 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めています。

⑧ 株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとした場合等

イ. 自己の株式の取得

当社は、機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めています。

ロ. 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項に基づき、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めています。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	55	—	55	0
連結子会社	—	—	—	—
計	55	—	55	0

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

前連結会計年度

該当事項はありません。

当連結会計年度

当社は、監査公認会計士等に対して公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）であるアドバイザリー業務を委託しています。

④ 【監査報酬の決定方針】

該当事項はありませんが、監査日数等を勘案したうえで決定しています。